

議会機能継続計画策定特別委員会記録

令和4年8月4日(金)午前9時58分～午前11時11分(議会会議室)

○出席委員(11名)

委員長	宍戸 一照	副委員長	石原 洋三郎
委員	佐々木 優	委員	石山 波恵
委員	羽田 房男	委員	後藤 善次
委員	白川 敏明	委員	二階堂 武文
委員	尾形 武	委員	山岸 清
委員	渡辺 敏彦		

○欠席委員(なし)

○議題

- 1 議会機能継続計画の骨子の確認と既存の規定の整理の確認

午前9時58分 開 議

(宍戸一照委員長) ただいまから議会機能継続計画策定特別委員会を開催いたします。

本日の議題といたしましては、議会機能継続計画の骨子の確認と既存の規定の整理、確認という項目になっておりますので、その次第により進めてまいりたいと思います。

まず初めに、議会機能継続の骨子の確認と既存の規定の整理の確認を議題といたします。前回の委員会では、当特別委員会の運営方針等の確認として計画の背景や令和5年3月を目途に協議を進めること、また現在の災害対応指針の内容を確認いたしました。本市の災害対応や課題についても各委員の皆様から様々な視点からご発言をいただいたところであります。その中で渡辺委員より発言がありました市民の役割について確認が取れましたので、事務局より説明させます。

(庶務係長) 前回市民の役割等が当局の計画の中にあるのではないかとというようなご発言がございまして、確認をいたしまして、当局作成の地域防災計画、こちらの中に住民等の責務ということがございまして、こちらのほうに記載がありましたので、ちょっと読み上げてご紹介させていただきたいと思います。

住民の責務。住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする

というふうに定め、記載をされております。なお、当局作成のBCPのほうにはあくまでも市当局の中の業務継続についての定めのものでございますので、当局BCPの中に住民の責務等については記載はございませんでした。

以上でございます。

(宍戸一照委員長) 地域防災計画に説明のように定められているということで、同じように議員も一市民として備蓄などの備えや防災訓練、防災活動へ参加することにより防災に寄与することが求められているものであります。渡辺委員、今の説明でよろしいですか。

(渡辺敏彦委員) はい、ありがとうございます。

(宍戸一照委員長) それでは、渡辺委員より今の説明についてご了解いただきましたので、本日の協議内容に入りたいと思います。

本日は、BCP骨子の正副委員長案をお示しし、協議をすることとしたいと思います。

それでは、資料GGの2の1ページをご覧くださいと思います。横長の資料ですね。骨子案の説明の前に、BCPの目的と対象とする期間について共通認識を図りたいと思います。BCPの目的を端的に表現しますと、本特別委員会の設置目的でもあります議会機能を早期に回復、維持することであると考えております。また、文字どおり機能を継続させる計画であります。そのために必要なことは何かということ計画に定めていくことになろうかと思っております。

次に、BCPが適用される期間についてであります。災害が発生したときから議会が通常どおり本会議や委員会の開催が可能な状態になるまでを対象とすることであることを確認したいと思います。この横長の1ページ目に記載されている議会機能継続計画の目的については、先ほど申し上げましたように議会機能を早期に回復、維持すること、さらには議会機能継続計画が適用される期間としてはこちらに書いてあります発災、ある面においては予測時も含めるわけですが、台風が来るなどという場合は予測されることありますから、当然本市を通過するという、そういうようなときから議会が通常どおり本会議や委員会の開催が可能な状態までということで、こちらの横長の時間軸、タイムラインのような形で今まで対応指針等には記載されていたとおりでありますので、このような形で今後も確認をするということで進めてまいりたいと思っております。取りあえず今後議論されると思っておりますけれども、万が一の場合議場等が被災しても代替会議室が確保される場合については今後事前に議論がされると思っておりますけれども、会議室の機能ですね、こちらに書いてあります通常機能の回復というふうなこともつながりますので、現行の災害対応指針においても初期経過後として議会が通常機能を回復するまでと記載されているところでありまして、BCPにおいても同様の期間を想定したいと思います。こちらに記載しているとおりに、このBCPの計画期間は災害対応の予測から通常機能を回復するまでというようなのがBCPの適用される期間であるという認識でございます。本市の場合は、市災害対策本部が設置されている状況であっても、議会として議員が審議等のために集まることができ、審議等を行う場所が確保できていけば、先ほど申し上げましたように代替の

会議室であるとか確保できていれば議会としては通常機能を回復、維持継続できると考えられ、BCPの適用期間は終了し、通常の議会活動の中で、例えば災害特別委員会の設置の検討や必要に応じて緊急会議などの対応になろうかということではありますが、以上についてご意見のある方はお述べいただきたいと思います。

(後藤善次委員) 1つ確認なのですが、この通常機能回復という判断なのですが、要するに議会の中で検討される内容が災害が中心となって本来の議会の検討が行われない状態であっても、これは通常機能を回復したというふうにみなすわけですか。

(宍戸一照委員長) 場所とか、そういうことではなくてですか。

(後藤善次委員) ええ。

(宍戸一照委員長) 審議そのものができる、例えば代替の委員会室を別な箇所に確保して、そこで審査ができるというふうな状況というふうな意味合いというふうに捉えればいいのですか。

(後藤善次委員) そうです。場所とかではなくて、議会の内容として本来やるべきことが通常どおり行われていない、要するに災害の検討やら、今後の対応であるとか、そういうものが議論の内容になっている状態であってもそれは回復とみなすのかということ。

(宍戸一照委員長) 基本的にそういうような考え方で事務局、いいのですよね、今のところ。またこれから議論はあると思いますけれども。

(庶務係長) そこは、議論の余地はまだあるところだと思います。ただ、一定程度BCPの目的が議会の通常機能を回復することが目的だということであると考えますと、議会としての組織が通常の審査の体制を取れるというような状況が確立されたというふうに捉えればBCP、非常事態ではないというふうに捉えられるということもできると。ただ、一方で他市の事例を見ますと当局の災害対策本部の設置と同等の期間を定めているところもございます。議会で設置する会議の期間というふうに決めている議会もございますので、そこはまだ議論の余地はございますが、一つの目安としては議会機能の継続という目的ということであれば議会の組織として審議できる体制が整っているのであれば計画の期間ではないのでは、終了という考え方ができるのではないかと考えています。

(後藤善次委員) その辺は、要するに今の現状というか、その段階において議長なりが判断をして、ここまでであろうと、これからは回復したとみなしていくというような、そういうことですね。

(庶務係長) そうです。現状の指針においても、規定の中で議会が通常機能を回復するまでという期間が定められています。そこにではどういう状態なのかというのは、正直明確に記載がないのが現状でございます。後藤委員がおっしゃったように、現状においてはやはり議長が最終的に判断をするというのがBCPをつくる中でもおそらくそういうふうなつくる部分がどうしても出てくるかと思しますので、一つの目安として最終的には議長の判断というところです。

(宍戸一照委員長) 今までのBCPの対応指針ではそこまで明確に記載していないというのが現状で、他市の例えば大津市とか、それ以外の所沢市とか、豊島区とかご覧いただくと一応災対本部を設置し

て、当局がそれを解散したときがBCP期間の終了というような言い回しで書いてあるところもありますので、その辺はこれから皆様との議論の中でどこが終了時点なのかということ、またBCPの対応期間として災害対策本部を当局が設置したときにそれと連動してBCPのための非常事態であるというふうな宣言とみなすのかとか、いろいろとこれからきっかけと着地ですね、開始と終了というものはこれからこの委員会での議論の中での判断になるかというふうに考えていますが、現在の災害対応指針においてはそこまでは明確に書いていないと、議長の宣言ということで判断になるかと思われる。

(羽田房男委員) 確認ですけれども、私たちは東日本大震災と原発事故、大規模災害を経験していますので、今の委員長の説明ですとその前の応急対応に関しても詳細については今後議論をして決めていくという理解でよろしいですか。

(宍戸一照委員長) 今羽田委員から質問がございましたけれども、詳細については先ほど来申しているように骨子を今日は決めさせていただいて、詳細の始まりと終了とか、それについてはどういうものを宣言として出されたときにBCPの計画というのは非常事態になって、終了時点はいつなのだという、それはこれから皆様との協議の中で決定されるのかなという、細かい部分についてはこれからの協議ということで進めてまいりたいと思います。

(羽田房男委員) 承知しました。

非常に当時を振り返りますと、当局への情報収集といいますか、それについてもやめてくれと、そういう暇はないよと、当局と議論をするというか、情報を私たちがいただくなんていうものはできないのでという前提の下にファクスなり、いろいろメールではなくて、各支所に貼り出したりしたことがあったので、ちょっとその辺が気になったものですから。了解しました。ありがとうございました。

(宍戸一照委員長) 今羽田委員がおっしゃったように、災害時において本市の場合も実際はそういうふうな体験をしたわけでありましてけれども、他市のBCPを見ると当局に議員個人が直接物事を言うのはやめなさいと、あくまでも災害対策本部を窓口として当局に要望する。あと、災害対策本部を窓口として情報を我々が得ると、そういうふうなシステムになっているようですから、やはり当局が、今回のコロナ対応でもそうでありますけれども、非常に混乱状態にあると、多忙な状態にあるときに議員の個々の対応をどうするかということもやはりこれからのBCPの中での取決めになるのかなというふうに含まれますので、そこをこれから皆様と詳細に議論してまいりたいなど。

ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) なければ、議会機能継続計画の目的と適用される期間については、今協議されたことで了解ということでよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、BCP骨子案について進めさせていただきたいと思います。

この資料については、今の資料の2ページ以降をご覧くださいながら、事務局より説明をさせたいと思いますので、質問については後ほど一括してお受けするという事で進めたいと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

(庶務係長) それでは、ご説明させていただきますが、すみません、資料③のほうを先にお開きいただきたいと思います。③の本市と他市の項目比較の資料をご覧くださいと思います。小さい資料で申し訳ございません。ちょっと拡大しながらご覧いただければと思いますが、一番左側に本市の指針の項目を抜き出しています。その隣3つほど、前回お示しした3つの議会のBCPの項目を抜き出した表でございまして、これはちょっと項目で比較できるような形でつくってみたいものでございます。3つの議会の中で黄色でマーカーをしているものについては、本市の現在の指針等には規定がされていないような内容のものということでちょっと確認ができるようにしたものでございます。今回ご説明いたしますが、なおこの他市が規定しているものを全て当市で規定するという事ではございませんので、あくまでも参考ということでご認識いただければというふうに思います。

左から2列目のところでございますが、大津市のことを記載してございます。大津市では、5番の(3)、審議を継続するための環境の整備、また6番の新型コロナウイルス感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準、また8番、議会の防災計画と防災訓練、9番の計画の運用の項目などについては今福島市のほうにないような項目として見れるかなということでございます。

さらに、その右隣でございまして、豊島区でございまして。豊島区については、1の(4)の計画の見直し、それから3の(2)、議員改選時の役職空白期間の対応、6番、事務局の職員体制、7、災害の発生時における議会の運営、8番の感染症拡大時の対応、9番の議会の防災訓練などという項目です。

一番右側、所沢市でございまして、2番の(2)として見直しの手続き、7番の感染症流行時における議会及び議員の行動、8番の災害等発生時の議会運営、10番の訓練及び研修などがございまして。今回当市で特別委員会ですね、BCP策定という目的のところ、コロナのところは当然各市とも盛り込んだ事例を載せてありますので、そういった部分が含まれている。

また、訓練ですとか、計画の見直しなどという項目については、三議会とも規定されている状況が見て取れるということでございます。あくまでも全ての項目を盛り込むという意味ではない、繰り返しのようになりますがそういう意味でございまして。参考として今後の検討に使っていただければというようなことでお示しをさせていただいた資料になりますので、ご認識いただければと思います。

そうしまして、すみません、先ほどの②の資料のほうの説明に移らせていただきます。②の資料の2ページ目からお開きいただきたいというふうに思います。それでは、こちらのご説明でございます。BCPの骨子の案ということで大枠の骨組みを示しております。まず、一番上に先ほど委員長のほうからご説明いただきましたが、BCPの目的、趣旨などを定める必要がまずあるということで1番目に記載をしております。

続きまして、その下のところに対象災害というふうに記載しておりますが、BCPの対象とする災害等について定める必要がある、後ほど説明しますが、こういった災害等をBCPの対象とする災害等とするのかを確認する必要があります。

次に、3つほど横並びで大きく項目を出してございますが、まず一番左側、1つ目でございます。議会並びに議員の役割というところを明確にしていく必要があるということで大きな項目として1つ。2つ目、真ん中ですが、議会の審議の体制や環境の整備などという項目で1つ。3つ目、一番右側でございますが、防災訓練並びに計画の見直しという項目について大きく出させていただきました。これまでの当市の指針、それから行動マニュアルなどをベースに考えてまいりますので、大きな項目としてはこの3つとして今お示しをさせていただきました。

3ページ目に移っていただきまして、ここからそれぞれの項目の大まかな内容についてのご説明というふうにさせていただきたいと思っております。資料の3ページ目でございます。先ほどの目的のところでございますが、議会機能継続計画の趣旨、目的を定めますということでございます。大規模災害時や新型コロナウイルス感染症など新たな事象に対応し、議会機能の維持と早期回復を図るため、東日本大震災並びに原発事故を体験した本市の体験を踏まえた非常時の議会機能継続計画を定めるというような大まかな内容の目的を定める必要があるということでございます。計画ですので、まず目的を定めるという考え方でございます。

続きまして、4ページ目に移ります。4ページ目については、先ほどの対象とする災害等でございます。本BCPの対象とする災害等を定めたいというふうに考えております。地震、風水害、火災、噴火、放射性物質拡散、ここまでについては現指針の中でもうたっております。さらに加えて、感染症などについても対象としていきたいというようなことで、それ以外にも皆さんからご意見をいただきながら定める災害等があれば当然盛り込んでいくということになりますが、こういった災害で、またその災害がこういった状況のときにBCPが発動というか、対象となるのかというようなところでこの中で決めていくような内容で考えているところでございます。

続きまして、5ページ目でございます。3番で、議会・議員の役割ということでございますが、ここでは安否の連絡や議会、議員としての災害時の基本的行動指針、行動基準などを定めたいというふうなことで考えているところでございます。現在の指針やマニュアルの中でもこの(1)から(3)まである連絡体制、行動指針、行動基準などについては現在も定められていますので、そちらをベースにさらに付け加えるもの、改正すべきもの等の議論を踏まえながらそういった内容のことを定める必要があるのではないかということで項目として出しております。

続きまして、6ページでございますが、4番としまして審議の体制・環境ということで災害ですとか感染症流行時における議会としての災害対策組織をどうするか、またそういった災害等のときに議会運営をどうしていくのか、その中に感染症流行時の対応についてもその中で取られていくようなイメージで考えていければということでございます。名称もこれからになりますが、災害対策会議の議

会としての会議の設置の基準ですとか所掌事務等々についての項目、また議会運営というところでは、例えば議長が欠けた場合の対応ですとか、先ほどちょっとお話ししましたが、議場が使えなくなった場合の対応などについてもそういった項目を入れてもいいのではないかなというふうなイメージでございませぬ。3つ目のところは、いわゆる今のコロナのような感染症が流行した場合の対応ということで、マストというふうにご考えてございませぬが、そういったときの対応についての定めを盛り込む必要があるというふうなことで認識をしております。

そうしまして、7ページ目に移りますが、5番目としまして防災訓練・計画の見直しということでございませぬが、ここでは議会として防災訓練の実施のほか、これから定めるであろうBCPの策定後の見直しについての定めも必要なのではないかなというふうなことで考えてございませぬ。現在当市でも定めています指針あるいはマニュアル等の中では、訓練などの項目はございませぬ。また、指針も計画策定後に大きな見直しをこれまでしてこなかったというふうな状況もございませぬので、こういった体制で、災害も様々な事例が、新たに予想外のようなものが出てきている状況にございませぬので、柔軟に見直しができるような項目としても定めをしたほうがいいのではないかなというふうなことも考えてございませぬ。皆さんの議論の中で定めていただければというふうに思いますが、そういったことも必要なのではないかなというふうなことでございませぬ。災害時に迅速に対応ですとか的確な行動が取れるように、議員の皆さんにおかれましては例えば訓練を行ったりすることによって危機意識を高めるようなこと、さらには繰り返しになりますけれども、状況に応じた計画の見直しができる体制を整備しておく必要があるのではないかなというふうなことで大きな項目として出させていただきます。

資料②についての説明は以上でございませぬ。

(宍戸一照委員長) ありがとうございます。

今、事務局より説明がありましたように、本市の災害対応指針及びマニュアルと3市、大津市、豊島区、所沢市のBCPを比較いたしましたして、本市の災害対応指針等で欠けているもの、それから必要と思われる項目の中でセレクトして大きく5項目に分けて説明をざっくりと、これが骨格、フレームになるのではないかなというふうなことでお示しをさせていただきました。例えばこれから議論する中で災害対策本部の設置、本市においては具体的に設置できる規定はあるのだけれども、例えば大津市なんかだと市の災害対策本部が設置されると同時に議会の災害対策本部も設置するというふうな規定があったり、その各都市によって設置の基準がいろいろとまちまちでございませぬ。それらをやはりこれから皆様と、災害対策本部の設置の仕方一つ取ってもそれぞれの都市の考え方というのはございませぬので、これからそれらについては皆様と詳細に議論していく中で、取りあえず正副委員長案としてざっくりと5つの項目に分けてフレームをつくらさせていただきますところではございませぬので、次回以降これらについて具体的に皆様と協議を進めるわけではございませぬけれども、今までのところで今説明のところでは何か質問があればお願いいたします。

(石山波恵委員) 最後の5番目の防災訓練に関してなのですけれども、町内会の防災訓練とかのイメ

ージは湧くのですけれども、議会としての防災訓練の実施ってちょっとイメージが湧かないので、どんなふうに議会としての防災訓練を行うかというのをちょっと教えていただければ。

(宍戸一照委員長) 私らが事務局と打ち合わせて、例えば震度が5、6、何時何分に発生しましたというときに、今回福島県沖地震のときに震度6弱の地震が起きて、本来ならばマニュアルによると安否確認の報告をしなくてはならないということの規定があるわけです。ところが、ある程度の議員の皆さんは報告があったのだけれども、報告なされなかった。それで、議会のほうからどうですかというような確認の電話が来たということなので、やっぱりそういうことは常にやっていないとなかなかいざというときに判断できないのではないかとということもあるので、具体的にそういうような部分も含めて、これから防災訓練の内容については詳細は決定すると思いますけれども、例えば一例としてはそういう事例もあったので、やはり日々の訓練が必要ではないかと。練習ですね。ということで、1年に1遍ぐらいはやる必要性があるのではないかとというようなことで記載したところであります。

(石山波恵委員) そうすると、結局はマニュアルというかもありますよね、必ず。それは見れば分かることで、改めて訓練という形ではなくて、議会としての防災訓練というのは議会が集まってみんなで何かをするという捉え方ではないことでしょうか。

(宍戸一照委員長) それもあると思いますし、例えば我々が東日本大震災のときには議会開会中にあれだけの地震が起きたと、そうした場合どういうふうにシミュレーションをするのかというふうな練習なんかも、これから防災訓練の内容が決められていくと思いますけれども、そういうようなこともあろうかと思えます。あのときは初めての体験だったので、暫時休議してしばらく会派控室に待機していたのが現状なのです、どうするかということで。だから、それがあつた程度震度6弱とか何々以上については議会本会議開会中の場合はこうだよと、そうすれば速やかな行動ができる。あと、それから例えば深夜に起きた場合、震度6とか、そういう大地震とか、大雨が降ったりとかであつた場合においては、例えばこれからの決め方ですけれども、議会の災害対策本部を設置しなければならないという、大津市なんかの場合は当局が設置した場合は議会も災害対策本部を即座に設置することになります。そうすると、参集範囲というのがあるのです。1次参集範囲で、議長として副議長と事務局の誰々が参集しなさいというような参集訓練とか、そういうものもあるものですから、それらはこれから詳細に定めながらやっていく。そのためには、やっぱり実際問題として練習が必要ではないか、訓練が必要ではないかというようなこともあるので、それらをこれから決めていくというふうにご理解いただければと思います。

(渡辺敏彦委員) 今の関連なのだけれども、例えば庁舎でいろいろ職員の人々が訓練をやっていると思うのだ。だから、職員のマニュアルがある、災害時のときどうするかというのは。今度議会で作るのはいいのだけれども、それと違ったことにつくつたのでは変な話になってしまうから、職員の災害時のマニュアルと合わせてつくらなくては駄目だと思う。だから、その辺もどうなっているのか分からないから教えてもらいながら進めないと、職員の人らは、多分事務局は議会の人間として逃げないけ

れども、他の職員は逃げてしまって、議会の議員だけ、事務局と議員だけ残ったら変な話だろうと。その辺の整合性を取るように後で教えて、職員が。

(庶務係長) 渡辺委員のご発言のとおり、市役所自体でも自主防災組織ということで各フロアごとといたことで役割が定められています。それに基づいて、災害等が発生した場合は我々職員は来庁者の避難誘導ですとか、そういったものを踏まえて対応するということになっていきますので、そういったものを踏まえながら、例えば議場で地震や火災の発生については当然それに倣って行っていくこととなりますので、訓練とか、行動マニュアル的なものは当然そういったものを踏まえてつくっていくということで認識しているところです。

(渡辺敏彦委員) 例えば市民の方、お客さん来ていれば役所の職員の人は市民の方々を誘導するでしょう。議会事務局は、我々を市民として捉えて、我々のことを誘導すればいいという仕事になっているのだから何か、その辺、議会としてそうしようなんていって、触ったこともやったこともないのに、市民の誘導しようなんて、こっちから積極的にいくのもいかなものだろうか。その辺整合性が取れるようにやってと思う。

(穴戸一照委員長) ご意見として受け止めておいて、これからは当然そういうふうな当局との整合性を図りながら、マニュアルについては選定されていくのかなと思いますが、ほかにございますか。

(後藤善次委員) 余計な話かもしれないのですが、事務局の立場で、事務局というのは市役所の職員という立場であって、なおかつ議会の事務局という議員の部類の災害に対応していくものと両方持っているわけだね。ここで定める議会のマニュアルとする場合の事務局の位置づけってどういふふうになるの。

(庶務係長) 今後藤委員からお話があった部分は、まさにその両方の位置づけが我々職員にはあるというふうに思っています。地域防災計画に基づいて、災害が発生した場合の市役所の職員としての体制が定められています。議会事務局の職員もその中に当然含まれていて、そちらの対応をしなさいということも定められています。一方で、今回定めるBCPの中で議会としての対応の中で事務局が対応しなければならない部分が当然出てきますので、その整合性というか、どちらの役割もうまくできるような決め方をしていかなければならないというふうに思います。場合によっては、それは今後の議論の中なのでありますが、我々が定められている市役所職員の役割の中の役割を少し削ってもらわないと議会としての対応ができないということも場合によってはあるのかもしれない。ここは、今後の議論の中になって、そこまですぐと当局の計画の修正等も関わってくるようになりますので、少し大きな話になる部分もあるのかなというふうには捉えています。委員おっしゃるように両方の役割があるということは事実でございます。

(後藤善次委員) 私たちのマニュアル化をするときに、事務局が事務的なもの、要するに私らが安否確認とかで連絡を差し上げて、それに対応してもらうのは事務局になるわけですね。ここに議長、副議長とかそろっていて、議長に直接連絡をして、そこで処理してもらえとかということではなく

なると思いますから、今お話あった役割のラインづけというのですか、そこは大きな指針の中に影響してくるのかなど。負担をどこまでお願いできるかという、そういうところはあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

(**宍戸一照委員長**) 今後藤委員から発言がありましたように、係長からも発言がありましたように、防災計画においては事務局の職員も例えば避難所の開設の担当にも何人かは出るということになっておりますから、今、係長の説明がありましたように、そういうような役回りも今後当局と整理していく必要性が出てくるのかなというふうに考えますので、やはりこれらをつくっていくときには当局と様々な整合性を図るというふうな大前提、また議会内においてはやっぱり議運との調整とか、そういうような役割の分担もありますから、その辺もこれから調整をしていくというのが大きな課題なのかなというふうに考えますので、これから順次協議をさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、今ご説明申し上げましたこの骨子案、大ざっぱな今回のBCP計画の骨子案について、取りあえず大事な案件でありますから、会派にお持ち帰りいただいて、それを会派でご報告いただきながら、会派のご意見というものも反映させていく必要があるかと思いますが、ざっくりとした骨子案ではございますけれども、これについてご意見、修正等があれば先ほどの最後の資料の中で添付いたしました紙により事務局に19日の金曜日までに、それで次回の委員会での審査に備えたいと思いますが、19日の金曜日までにご提出をお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、8月の19日金曜日までに事務局に最後の4枚目のシートでご報告をお願いしたいと思います。

本日用意いたしました案件につきましては以上で終了いたしますが、これらも含めて何か皆様のほうからご意見、質問があればお述べいただきたいと思います。特にございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) そうしましたら、この後資料に添付してございます、今年の1月の24日に福島県市議会議員研修会というのが本来はあったはずなのでありますけれども、残念ながらコロナで開催されなかったということで、これがユーチューブで配信されました。中身はご覧いただいた委員の皆様もいるかと思いますが、その中でパワーポイントで50ページ以上の長いやつでありますけれども、半分から後ろの部分、これについて、議会BCPについて非常に細かく述べてありまして、本来であれば我々参考人招致とかして専門家の話も聞くところではありますけれども、時間的な制約もございまして、今日議会事務局のほうでそのユーチューブを見てしっかりと勉強しているということでございますから、議会事務局のほうから……

【「講演」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) 講演というわけでは。皆様の机上のパワーポイントを見ながら、議会事務局のほうから説明をさせたいと思いますけれども、資料のGの4ですね、福島県市議会議長会、ブルーのパワーポイントの資料でございます。これを見ながら説明をしたいと思います。今後の審議の参考資料と十分になり得る報告でございますので、ぜひ皆様に議会事務局の説明を十分に聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局お願いいたします。

(**庶務係長**) では、今ほどの④の資料でございます。表紙にあるとおり、議会BCPとコロナ禍における議会の役割という講演テーマで令和3年度の福島県市議会議員研修会を開催するというところで、当時福島市の真田議長が会長職であったときに県議長会のほうで議員研修会をこの内容でということに進めたところなのですが、参集開催直前でコロナの関係により、参集開催を見送ったということ、代わりにユーチューブ配信による講演に変えたということであります。講師の跡見学園女子大学の鍵屋一先生の資料のほうはもう既に頂いていまして、皆様にも白黒でしたが、印刷してペーパーでお渡ししてございます。ご覧いただいた方もおられますでしょうし、当時のユーチューブ配信をご覧いただいた委員さんもいるかと思いますが、著作権等の関係で配信の映像についてはご覧いただくことはちょっとできませんので、資料に基づいて私のほうから簡単にご説明をさせていただきます。

冒頭の前半はちょっと省略しまして、ページ大分飛びますが、右下にページがありますが、27ページまで、地方議会の役割というページに飛んでいただいてよろしいでしょうか。それでは、ちょっとこちらのほうからご説明させていただきます。地方議会の役割として、二代表制の一方の機関ということで、議会としては当局の監視機能、②として政策立案機能ということで、これは通常時はもちろん災害時の役割として現状法制度も実態も役割が明確になっていないというようなことで先生はお話しておりました。先行研究もあまりないというお話です。下段のページですが、平常時の議会の質疑ということで、質疑で明確にすべき論点などについて記載のとおりあります。

28ページに行きますと、上のところですが。法定上の災害対策本部ということで、災害対策基本法の23条において自治体が首長を本部長に、自治体職員を本部員として設置しています。実施の事務としては、災害情報の収集や災害予防、応急対策の方針作成及び実施というようなことでございます。下段なのですが、災害時の議会・議員の使命ということで資料の方がありまして、住民の命と尊厳を守る、余力があれば財産もというようなことでございます。ただこれについては当然議会、議員だけでできる話ではないと。市町村当局との協働が必要で、国・県等防災関係機関への働きかけ、または国民・市民等への働きかけが必要だと、そんなことを先生は仰っております。

29ページでございますが、応急対策期の議会、議員ということで資料がございます。黄色文字で「じゃまをしないを超えて」ということでございますが、先ほどもちらっとありましたけれども、当局の情報提供の依頼ですとかの話になってくるとは思います。応急対策期の議会、議員としては活動のル

ール化をする必要があると。議長への情報の一元化、それから議会として活動の道具である、情報、場所、機会を確保する必要がある。また積極的な情報提供、行政や市民へ議会、議員が得た情報を提供すること。また議員として積極的な地域活動というのが必要だと。こういったものを議会BCPで効果的な対応が取れるように定めていく必要があるとの話です。下段のところですが、事業継続の目的ということで一般的に言われているBCの目的ということで、組織が災害で被害を受けても組織の関係者の人命を守る、主要業務をなるべく中断しない、それから重要な業務が中断した場合はできるだけ早急に復旧させることというふうなことが一般的に事業継続の目的というふうにされているところではあります。

次のページに行きますと、30ページに事業継続の概念というようなグラフが出ています。これは内閣府で出しているものから引用したのようになりますが、横軸が時間軸、縦軸が操業度、一般の事業をイメージしているものなので、供給量や売上という言葉になりますが、災害発生時には当然操業度が落ちるということで、実線の右上がりの線が何も計画を立てていない場合で災害が発生した場合を操業度の時間軸の経過に伴う操業度のグラフということになってはいますが、事前に計画を立てることによって発生時の操業度の落ち具合を少しでも抑えるというような中で、さらに時間軸、早い段階で操業度を100%に近い状況に持っていくということが計画を立てることによってできるものだということが、BCの概念ということで、これは民間についても同じでございます。そうしますと、それ以降の赤い三角のものですが、いわゆる災害が起こったことによって損失が発生しますけれども、その損失をいかに少なく、小さくするかということがBCの目的ということになりますので、落ち込みを抑えて、さらに復旧に要した時間を短くすることによって損失が小さくなっていますよというような説明のための資料が次のページの上段まで続いています。一番小さいのは、操業時の落ち込みを抑えて、32ページの上段ですが、操業時の落ち込みを抑えつつ、復旧までの所要時間を一番短くすることによって損失そのものが小さくなります。そういった損失を小さくするためにBCをつくるのですよということです。それではBCPを定める意義とは何ですかというのが32ページの下段です。今申し上げたとおり、損失を最小化するためなのではございますけれども、議会BCPでカバーしなければならない損失って何なのでしょうという問い掛けがありました。

一言一句を覚えているわけではないので、ちょっとほぼ読み上げのようになってしまっていて申し訳ないのですが、33ページ上段のところに行きますと議会BCPの留意事項というように記載があります。

1つとして、職員の災害対応専念と議会の役割とのバランス。職員が初動態勢、応急対応に専念できるように、一定程度配慮が必要だというようなものです。ただ、一方で正確な情報を早期に収集し、評価、分析しなければならないという議会の役割もありますということで、このバランスをうまく取る必要があるというところに留意する必要があります。

2番として、議会災害対策組織の位置づけということで、議会側としての災害対策組織をどのよう

に運営するかということです。ここでは本部と支援本部とありますが、このような体制でどのようなタイミングで設置するとか、メンバーはどうするのかといったところの位置付けが必要だということです。

3つ目です。議会機能の復旧ということでございます。冒頭、今日の目的のところでもお話ししたとおり、このBCPの目的は議会機能の継続、早期回復が目的ということでありますので、そこをいかに早期に復旧できるかという内容を盛り込むことが必要だということであります。その中では、オンライン会議の可否についても検討することが必要ではないかというようなご発言があったところです。また、議会審議や議会日程の縛りなども考慮していく必要があるのではないかと話が出たところです。

4つ目です。議会事務局職員の任務ということでありますが、ここは先ほど後藤委員がおっしゃったようなものがあると思います。議会としての職員の役割の部分と役所全体の役割の部分がありますので、ここのバランスを留意する必要があるとのご発言です。

34ページの下段です。議会BCP策定の順序ということで記載がありますが、先生の言葉で言いますと3つありまして、1つ、魂を入れる。対話をしっかりしていかなければならないのだというようなことを先生は仰っています。魂が入らない計画はただの紙だという表現がありますが、何の計画でも同じだと思うのですけれども、つくればいいというものではないということを先生は仰っています。2つ目、仏を作るという言葉でございます。形、計画、物の確保、そういったものを当然計画の中に盛り込まないとならないと。計画の中に重要となる部分を物という表現をされているのだと思いますが、ここもしっかり入れると。3つ目、仏を磨くということでございます。継続、訓練、見直しということでございますが、やはり計画はつくって終わりではなくて、そこからスタートであって、続いていくものなので、その中で訓練とか見直しということは順次行っていくことが重要だということなので、先生の方でもお話しされておりました。

35ページのほうの上段ですが、発災後の執行機関についてのことが書かれています。発災直後については、当然当局側では被害拡大の防止、救助、生活支援など膨大な行政需要がありますということで、ここに書いてある言葉を使いますと議会からの時間が惜しい、当局側からの視点ということで考えればという記載でございます。

下段でございますが、(2)の応急対策期は被災地はニーズに対する資源不足だということです。公平、公正、効率は正直初期対応の段階では困難だということがあるということです。ということだとすると、議会側としては逆に当局に突っ込みどころがいっぱいあるのではないかというふうに捉えられると記載されております。議会はただそういうことをすればいいということではないだろうということが言いたいことだと思います。下から2行目のところです。専決処分は是か非かということです。東日本以降、様々な各地で地震、最近でいいますと台風災害等がコロナの状況の中で、全国的に見ると専決処分が大分多くなっている自治体もあるというようなところもあって、果たして専決が是

か非なのかというところですが、ここに書いてあるのは住民の立場で考えると、というところで止まっています。どちらがいいかというのは、ちょっとあれなんですけどということです。

次のページ以降、災害時にトップがなすべきことということで3つほどありますが、37ページの下段ですが、議会の災害対応規定の状況ということで、全国自治体議会の運営に関する実態調査、2016年のものが引用されています。基本条例で災害時の責務を規定しているものの割合、それから議員行動マニュアルの策定、ちょっとデータが古いのですが、年々上がってきてはいますが、まだ低いですよというような資料です。

38ページです。災害時議会がすべきことということで、こちらは全国市町村国際文化研修所というところでの議員研修のアンケート、2017年ですが、そちらの引用です。1位として災害時の議会、議員活動の方針の策定が必要だということと、2位としては情報の一元化、3位として行政に負担をかけない議会運営、4位として平時の防災特別委員会の設置などのアンケートが出ております。下段の欄ですが、逆に議会がしてはならないことということで、1位が行政に負担をかける議会運営、長時間、出席者多数、多くの資料請求、2位としては応急対策への批判的な質疑、3位として災害直後の議会開催などということでの資料になっています。

39ページ上段でございます。議会のサイレントタイムと再開であります。当局の災害対策本部が応急対策を実施中は議会活動を休止ということ、執行機関が議会資料を作成し、説明が物理的に可能になる時期以降再開をする、また開催するにあたっては短時間で提案型の質疑を、感染症の時期については感染対策などについて模範的な対策を取った上で議会を開催していただくことが記載されています。

今度は39ページ下段は議員がすべきことで、1位が情報収集・提供、2位が地域支援活動、3位が国等関係機関への要望などという記載があります。40ページの上段については、議員がしてはならないことのアンケートで、1位が行政職員を威嚇、2位が支援者への利益誘導、3位、行政批判、4位、他議員の活動批判などという記載がされております。

40ページ下段からは、メディアの心得がありますが、41ページの上段のところには議員は影響力が大きくて、議員による行政批判もマスコミ同様に行政と住民を分断してしまいますよということがあります。行政と議会、議員は一体となって力を合わせて同じ方向で応急対策期を乗り越えるというところが、心得として必要ですと記載されています。

41ページ下段は、ある被災経験議会・議員の振り返りということですが、発災直後のミッションが議員間で共有されていなかった、議長、副議長、幹事長らの役割が規定されていなかった、あと情報一元化は効果的だった、それから議員間で競争せざるを得ない状況が生じるということが課題とされています。

また、42ページ上段ですが、議員の要望が多く、行政の対応能力を越えているというようなことで、議員の要望にどこまで応えればいいのかという被災自治体の振り返り、自治体職員のほうの

理解もまた経験自治体職員の声ということで、それもあるというような紹介があったところです。

42ページ下段から議会、議員の役割ということで、（１）、地域での支援活動ということで避難所の運営支援、在宅避難者情報のニーズ把握など、できることは何でもということで、そういったことを記載する必要があるということです。ここではやってならないことを規定するのも効果的だということで、先生の方では言っています。

43ページ上段ですが、情報収集と災対本部への提供ということで窓口を一本化するということが非常時にとっては必要だと。書いてある言葉を使いますと、言ったもの勝ちを防ぐというようなことでございます。それから災対本部情報を住民へ提供、発信するという役割が議員にはあることが書いてあります。在宅避難者とか高齢者などの情報提供が重要だということが言われております。下段については、視察の受入れという記載がありますが、ここは執行機関に代わって議会からの視察の受入れ、対応をしてはどうかとの話でした。

44ページ、（４）は要望活動ということで、議会、議員がその政治力を生かして国や関係機関に要望し、早期に対策を実施させるというような要望活動が議会、議員の役割として必要だと。それから、下段については復興計画のところ、議決案件に追加するかしないかというようなところのお話でございました。

それから、45ページの上段は議員の行動指針ということで、まず1つ、議員自らが被災しないように準備をしなければならない。ここは一市民と同じとは思いますが、災害直後は落ち着いて安全の確保、人命第一というところは議員の行動というよりは市民の行動と同じというのが、まず第一なのだ。それから、地域での支援活動を議員が積極的にやってほしいということです。情報の収集、地域への提供という役割です。それから、4番が個別の要請は避け、地域の情報は議会に集約して一本化ということで、繰り返しになっています。5つ目、地域、市民と言い換えることもできると思いますが、と議会、執行機関との橋渡しを議員は行うことが必要なのだということです。

以上、ご説明に代えさせていただきますが、すみません、ほとんど読み上げの状況になってしまいますが、様々なご意見はあると思いますが、こういった資料を基に先生の言葉でご説明が当時あったものです。今後の検討の一つの材料として捉えていただければと思います。検討の一つの材料という認識でご了解いただきたいと思います。

説明は以上であります。

（宍戸一照委員長） ただいま県市議長会の資料の説明でございましたけれども、何か皆様のほうからご質問があればお述べいただきたいと思います。

（後藤善次委員） 感想を。ご説明ありがとうございました。今回の見直しをするにあたっての大きなものというのは、コロナの対策というものが福島市のBCPには抜けているのではないかとというような思いを皆さん持っていらっしゃったのではないかと思います。今ご説明いただいた内容は、大まか大規模災害に対応する議会の立場としてのやはり確認しておくべきことであろうと思います。今福島市

のBCPについては、大まか災害を経験して随分改善をされて、今ほどの内容についても十分網羅されている部分、もちろん足りない部分もありますけれども、物事をこれから進めていくにあたって大規模災害と、それからコロナ関係の感染症対策というものはちょっと対応については変わってくる部分というのはあると思うのです。だから、当局に対してコロナの段階でいろいろと皆さんからご意見を述べていくということは大変重要なことであるし、大規模災害のときのように重荷になるみたいな、議会对応をすることが大変だとかというものではないと思うのです。そこはきちんと計画を見直していく段階で何本かの柱があって、そこに見直しをしていくというような方向性になるのかなと今お話を聞いて思いました。

以上です。

(宍戸一照委員長) 今後藤委員からおっしゃられたことは、述べられた意見は全くそのとおりだと思ひまして、大津市なんかだともうコロナはコロナで大きな項目立てになっているわけです。それらについていろんな状況をあれして、あとそれ以外の部分については切り分けをしているというような考え方も示されている。あと、豊島区とか所沢市においてもやっぱりそういうふうな考え方が示されている部分がございますので、その辺はこれからの議論の中、あと項目立てで5つの項目があった中で詳細な部分については切り分けをしていくというような必要性があるし、あと例えば災害対策本部をそういうときに設けなくてはならないのかというような部分もあると思うのです。大規模災害での地震だ、水害だというときには必要でしょうけれども、例えばコロナなんかの場合は災害対策本部を設ける必要性があるのかとか、いろんな部分が条件の違いが出てくると思うのです。それは、これからの議論の中で煮詰めてまいればなと思ひますので、大変な貴重な意見でございますから、十分に我々としても考慮に入れながら進める必要性があるのかなと思ひます。

ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) なければ、今意見もございましたけれども、以上で本日の議会機能継続計画策定特別委員会は閉会といたしますが、よろしゅうございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) では、閉会といたします。

午前11時11分 散 会

議会機能継続計画策定特別委員長

宍戸 一照